

**グローバルビジネス学科「English Summer Seminar」(ESS)に関する内規  
(2023年度入学対象)**

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この内規は、国際学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程第10条に定める外国語科目および日本語科目の履修方法 第6項に関する事項について定めることを目的とする。

(履修について)

第2条 「English Summer Seminar」(以下、ESSとする)は1年次の集中講義科目として開講される必修科目である。

2 ESSに参加する者は、夏季休暇中に、国際学部運営委員会が定める研修プログラム(現地渡航またはオンラインのプログラム)を受講しなければならない。いずれの研修先に参加するかは、参加希望調査、その他の基準に基づく人数調整等の結果に基づき、グローバルビジネス専攻長が決定する。

3 前項に定める渡航を要する研修に参加する者は、出発までに、授業の一環として実施される、渡航手続きや危機管理に関するガイダンスに出席しなければならない。

(単位認定について)

第3条 入学時に実施されるTOEICのスコア600以上を取得した者は、国際学部規程第14条別表4の定めにかかわらず、第2条に定めるESSの単位につき、単位認定を受けることができる。

2 入国ができない学生は、代替できる外部試験で判断をする。

3 第2条に定めるESSの単位を1年次に修得できない者は、2年次にESSを再履修しなければならない。

(事務の所管)

第4条 この内規に関する事務は、大学事務局教務・国際交流課が所管する。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、国際学部運営委員会の議を経て行う。

附則

1 この内規は、令和5年4月1日より遡って施行する。